

<一般委託>

(「屋外清掃」品質確保策用)

馬堀海岸保全施設等清掃業務委託(7月から10月)(一般委託)仕様書

馬堀海岸保全施設等清掃業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	漂着物等を回収し、市民及び利用者のための環境を整備する
2	履行期間	令和元年7月1日から令和元年10月31日まで
3	施行場所	横須賀市馬堀海岸地先ほか1箇所
4	業務内容	別紙「業務委託仕様書」「産業廃棄物処理作業共通仕様書」のとおり
5	特記事項1	本契約に引き続き、本契約の受託者に同内容の随意契約を発注する予定がある。この随意契約に関する条件については、別添「本契約に関する随意契約条件について」のとおりとする。
6	特記事項2	別添の「業務履行計画書」及び「業務日報(または業務週報)」を業務委託仕様書に記載のとおり横須賀市の監督員(担当者)に提出するものとする。
7	関係法規	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守すること。
8	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)横須賀市より一般廃棄物収集運搬業許可(限定許可の場合、公園等清掃ごみが扱えること)を有していること。 (2)神奈川県または横須賀市の産業廃棄物収集運搬業許可(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)を有していること。
9	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
10	支払方法	委託料の支払いは、月払いとする。
11	業務委託成績評定	<input checked="" type="radio"/> 対象 <input type="radio"/> 非対象
12	現場代理人の配置	<input checked="" type="radio"/> 必要 <input type="radio"/> 不要
13	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
14	監督員連絡先	港湾部 港湾総務課 尾山 電話:046-822-8531

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を実行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を実行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

内 訳 書

(税抜き)

名称	単位	数量	単価(円)	金額(円)
馬堀海岸保全施設等清掃業務委託				
保全施設等清掃1(遊歩道、透水石積、植栽帯等)	回	20 ----- (9月まで16回、10月4回)		
保全施設等清掃2(窪み、根固石等)	回	5 ----- (9月まで4回、10月1回)		
合 計				

産業廃棄物の予定数量内訳

産業廃棄物の種類

混合廃棄物（廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず）

予定数量

遊歩道部分、透水石積部分、植栽帯部分	600 k g	(業務 1 回当り 30 k g)
窪み内、根固石部分	250 k g	(業務 1 回当り 50 k g)

業務委託仕様書

1 業務名

馬堀海岸保全施設等清掃業務委託(7月から10月)

2 場所

横須賀市馬堀海岸地先ほか1箇所(別添 位置図 参照)

3 業務期間

令和元年7月1日から令和元年10月31日まで

4 資格用件

横須賀市的一般廃棄物収集運搬業許可(限定許可の場合、公園等清掃ごみが扱えること)及び神奈川県または横須賀市の産業廃棄物収集運搬業許可(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)を有していること。

5 業務内容

馬堀海岸保全施設(全長1,650m)及び大津地区港湾施設(全長100m)の次の部分において、流木、漂着物、放置された散乱ごみ等を回収処分し、施設等の清掃を行う。

(1)遊歩道部分、透水石積部分(表面及び石の間で回収可能範囲。)、植栽帯部分は、毎週月曜日(ただし月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。)に1回清掃を行う。業務は期間中18回実施する。また、業務期間中2回臨時清掃(※1参照)を行う。(合計20回)

(2)馬堀海岸保全施設の窪み内(1,000m²)、根固石部分(表面及び石の間で回収可能範囲。)は、毎月1回清掃を行う。(※2参照)

業務は期間中4回実施する。また、業務期間中1回臨時清掃を行う。(合計5回)

※1 臨時清掃は、台風、荒天等により清掃が必要と市が判断した時。(7~9月を予定)

※2 窪み内(1,000m²)及び根固石部分の清掃は干潮時に回収作業が行いやすいため、潮見表を参考に清掃日を決め、市の了解を得ること。

(3)清掃の実施にあたっては、作業前と作業後の状況写真を撮影すること。

(4)次のものを発見した場合は、速やかに市へ連絡すること。

- ・動物の死骸(犬・猫等)
- ・処分が困難な大型電化製品
- ・ボートが漂着している場合
- ・海域でウミガメ・イルカ・クジラの死骸が浮いている場合
- ・海域に浮遊する油を発見した場合

- (5) 本市資源循環部が既に発見し、啓発文書を貼付してある不法投棄物は、調査中のため回収を行わないこと。
- (6) 業務の履行計画は、前週の水曜日(ただし水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その前日とする。)までに業務履行計画書(別添様式1)により提出すること。(ファックス又はメールによる提出も可とする。)
監督員(市の担当者)は、内容に修正が必要と判断した場合には、修正等の指示をすることができる。
- (7) 清掃完了の報告は、業務日報(週報)(別添様式2)により報告すること。特記事項等特にない場合は、完了届提出時にまとめて提出することも可とする。
- (8) 市が清掃日を変更しようとする場合は、その指示に従うこと。
- (9) あらかじめ台風・荒天等により清掃ができないと判断される場合は、市の了解を得た場合に限り清掃日を変更することができる。清掃日を変更した場合は、その理由を清掃作業報告書に記入すること。

6 回収物の処分

- (1) 一般廃棄物については、南処理工場へ搬入する。(処分に掛る費用を含む。)
また、ごみの回収量については、過去の実績として、業務 1 回当たり 10kg を参考とする。
- (2) 産業廃棄物については木村金属工業株式会社（横須賀市内川2丁目4番 36号）へ搬入する。(処分に掛る費用を含まない。別途、市が処分先と支払いの手続きを行う。)
市より発行されたマニュフェストを整理し、業務完了後、速やかに提出すること。
また、ごみの回収量については、過去の実績として、業務 1 回当たり 30kg(遊歩道等)及び 50kg(窪み内等)を参考とする。
- (3) 再資源化に努めること。

7 使用車両

- (1) ごみの回収等に適した車両(軽トラック等)を使用することとし、業務開始前に使用車両を市に報告すること。
- (2) 使用車両を変更する場合は、市へ報告すること。

8 鍵の貸与

馬堀海岸保全施設の鍵は、使用車両の報告の際に市から貸与する。業務期間の最終月の完了届の提出の際に返却すること。

9 安全の確保

- (1) ごみの回収時における交通安全対策、皮手袋、長袖シャツの着用等安全に配慮す

ること。

- (2)遊歩道に車両を乗入れるときは、施設利用者の安全に十分留意すること。
- (3)根固石部分は、足場が不安定なので十分注意し慎重に清掃を行うこと。
- (4)高潮・津波注意報、警報が発令された場合及び落雷の危険性がある場合は、施設内には入らず、清掃を中断・終了すること。

10 完了届

市の指定する完了届に清掃作業報告書及び清掃状況写真を添付し、各月末日に市に提出し、検査を受けること。

11 委託料の支払

委託料の支払いは、各月締めで受託者の請求により清算するものとする。

12 賠償責任

委託業務において事故があったときは、賠償の責任は受託者が負うものとし、直ちに市へ報告すること。

13 現場代理人の配置

指示があった場合は、現場代理人を配置すること。

14 その他

- (1)市民との応対にあたっては、言葉使い、態度に注意し、不快感を与えないよう注意すること。
- (2)馬堀海岸保全施設は、高潮から生活圏を守るために護岸であり、平面構造により消波させる特性をもっている。海水は石積部分から透過(排水)させる構造となつていて、石積部分が長期に機能を発揮できるよう、極力ごみの排除が必要となる。清掃は、このことを意識して行うこと。
- (3)この仕様書に定めのない事項について、疑義を生じた時は、横須賀市契約規則によるもののほか、両者協議の上決定するものとする。

産業廃棄物処理作業共通仕様書

[収集・運搬(積替なし)用]

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬について、次のとおり定める。

(目的)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

(委託内容)

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類 : 別紙のとおり

数量 : 別紙のとおり

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する別紙の処分業者の事業場に搬入する。

4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

5 乙は、第3項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要が生じた場合、乙は、書面による甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合

において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

7 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

8 乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

9 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。

(義務と責任)

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

(1) 産業廃棄物の性状及び荷姿

(2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

(3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障

(4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに乙に通知しなければならない。

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生し

た損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰するべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。
ただし、業務終了報告書は、マニフェストB 2票で代えることができる。

（検査等）

第5条 乙は、この業務が完了したときは、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、甲の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

（契約の解除）

第6条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

（協議）

第7条 この契約に定めのない事項並びにこの契約の各条項に疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(仕様書第2条第3項関係)

処分又は再生を行う事業場

1 処 分 先 (中間処分又は最終処分)

事業場の名称 : 木村金属工業株式会社
所 在 地 : 横須賀市内川2丁目4番36号
処 分 の 方 法 : 破碎施設
施設の処理能力 : 100. 9584 t/ 8h

上記の事業場が中間処分の場合、以下について記載してください。

最終処分先の所在地 : 千葉県君津市怒田字花立643-1
最終処分先の名称 : 新井総合施設株式会社
保管場所の能力 : 1,070,000m³

最終処分先の所在地 : 仙台市青葉区芋沢字青野木109番1 他20筆
最終処分先の名称 : 株式会社ジャパンクリーン
保管場所の能力 : 1,041,919 m³

再中間処理 : オリックス資源循環株式会社
所在地 : 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313

再中間処理 : 小名浜製錬株式会社
所在地 : 福島県いわき市小名浜字渚1番1外

2 再 生 先

事業場の名称 : 三興製鋼株式会社
所 在 地 : 神奈川県平塚市久領堤2番19号
再 生 の 方 法 : 溶解
施設の処理能力 : 50,000 t/月

(仕様書第3条関係)

適正処理に必要な情報の提供

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生じる支障
- (4) その他取り扱う際に注意すべき事項

下記別表の通り

廃棄物の種類	性 状	荷 姿	腐敗・揮発等	混合等支障	その他注意事項
混合廃棄物	バラ	バラ	なし	なし	なし
廃タイヤ(貝殻なし)	バラ	バラ	なし	なし	なし
廃タイヤ(貝殻つき)	バラ	バラ	腐敗あり	なし	なし
自転車	バラ	バラ	なし	なし	なし

(様式1)

年 月 日

業務履行計画書

(あて先) 横須賀市長

業務委託名	馬堀海岸保全施設等清掃業務委託		
契約年月日	年 月 日		
履行期間	自 年 月 日	至 年 月 日	

住 所

請負者

氏 名

(印)

現場代理人 氏名

履行日程・従事人数	作業開始時刻 (作業時間)	作業場所	作業開始時刻 (作業時間)	作業場所	作業開始時刻 (作業時間)	作業場所	作業開始時刻 (作業時間)	作業場所	摘要
月 日 () 名	午前・午後 時 分 (時間 分)								
月 日 () 名	午前・午後 時 分 (時間 分)								
月 日 () 名	午前・午後 時 分 (時間 分)								
月 日 () 名	午前・午後 時 分 (時間 分)								
月 日 () 名	午前・午後 時 分 (時間 分)								
月 日 () 名	午前・午後 時 分 (時間 分)								
月 日 () 名	午前・午後 時 分 (時間 分)		対象 ・ 非対象		午前・午後 時 分 (時間 分)		午前・午後 時 分 (時間 分)		

※ 予算主管課が別の様式を指定する必要があると判断した場合には、その様式を使用することができる。（ただし、その場合にも、本様式のすべての項目を備えていること。）

予算主管課		
港湾総務課長	係 長	担当者

(あて先) 横須賀市長

業務日報(週報)

業務委託名 馬堀海岸保全施設等清掃業務委託

会社等名

現場代理人氏名

(印)

日報・週報	年 月 日 () [から 年 月 日 () まで]
-------	-----------------------------

※ 「日報」または「週報」を○で囲み、日付を記載すること。

業務履行計画書に基づき、上記の日程における清掃を完了しました。

以下のとおり実施状況等を報告します。

作業場所	実施状況	特記事項
	①問題なく完了しました。 ②右記のとおりの状況でした。	

※ 「実施状況」欄については、①、②のいずれかに○をつけること。②に○をつけた場合には、右の「特記事項」欄に状況等を記載すること。

※ 予算主管課が別の様式を指定する必要があると判断した場合には、その様式を使用することができる。
(ただし、その場合にも、本様式のすべての項目を備えていること。)

本契約に関する随意契約条件について

1 共通条件

- (1) 横須賀市の「業務委託成績評定要綱」（平成21年7月1日制定）に基づき履行内容を月毎に評定した結果、下記「2 固有条件」に記載する契約単位の判定期間において、それぞれの評定がいずれも同要綱に規定する評価区分「A」「B」「C」のいずれかである場合で、かつ委託者と受託者の合意があった場合については、本入札契約と同内容で引き続き発注する契約を随意契約（下記「2 固有条件」に記載する随意契約A及びB）する予定です。（ただし、指名停止等その他の理由があるときには契約できない場合があります。また、当該契約で履行期間が次年度となるものについては、当該業務に係る予算が市議会で承認された場合に限り契約します。）
- (2) 当該判定期間の評定に同要綱に規定する評価区分「D」「E」のいずれかが1回でもある場合については、本契約の受託者と当該契約について随意契約しません。
- (3) また、上記(2)により本契約の受託者と当該随意契約を締結しなくなった場合については、本契約の受託者は、同内容で引き続き発注する契約の受託者を決定する競争入札等に参加できません。
- (4) なお、本契約は総価契約につき、入札において決定した月額を随意契約A及び随意契約Bに適用するものとします。ただし、その月額に円未満の端数が生じた場合はその端数は切り捨てることとします。

2 固有条件（引き続き随意契約とする条件）

(1) 随意契約A

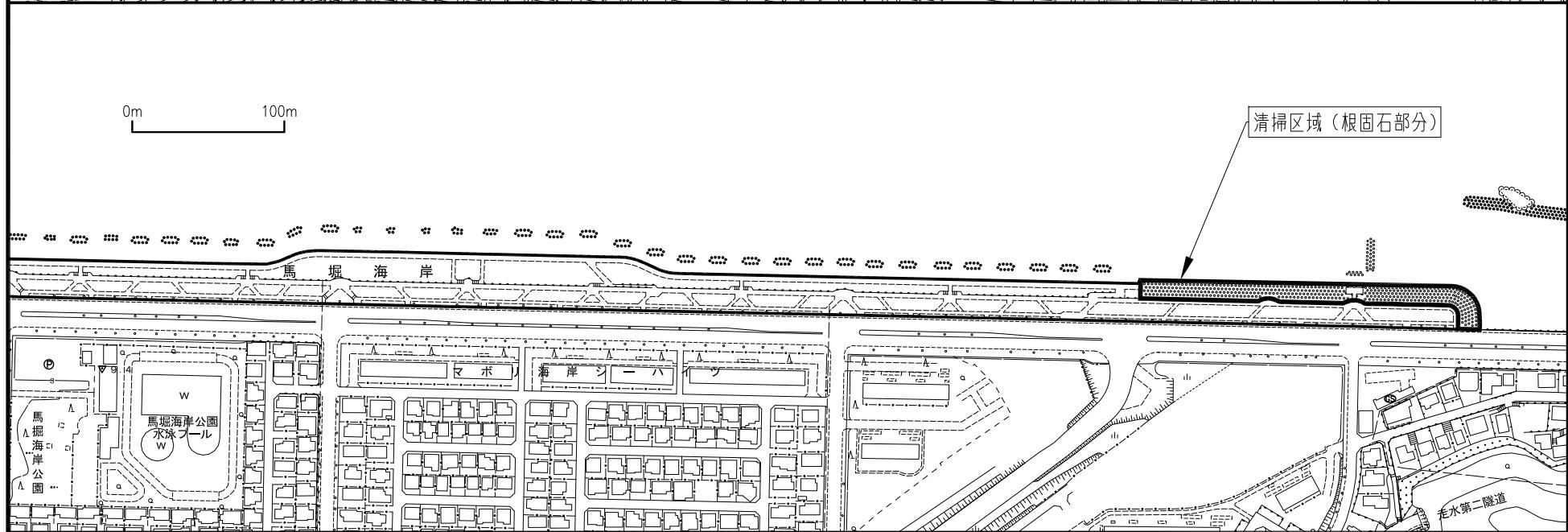
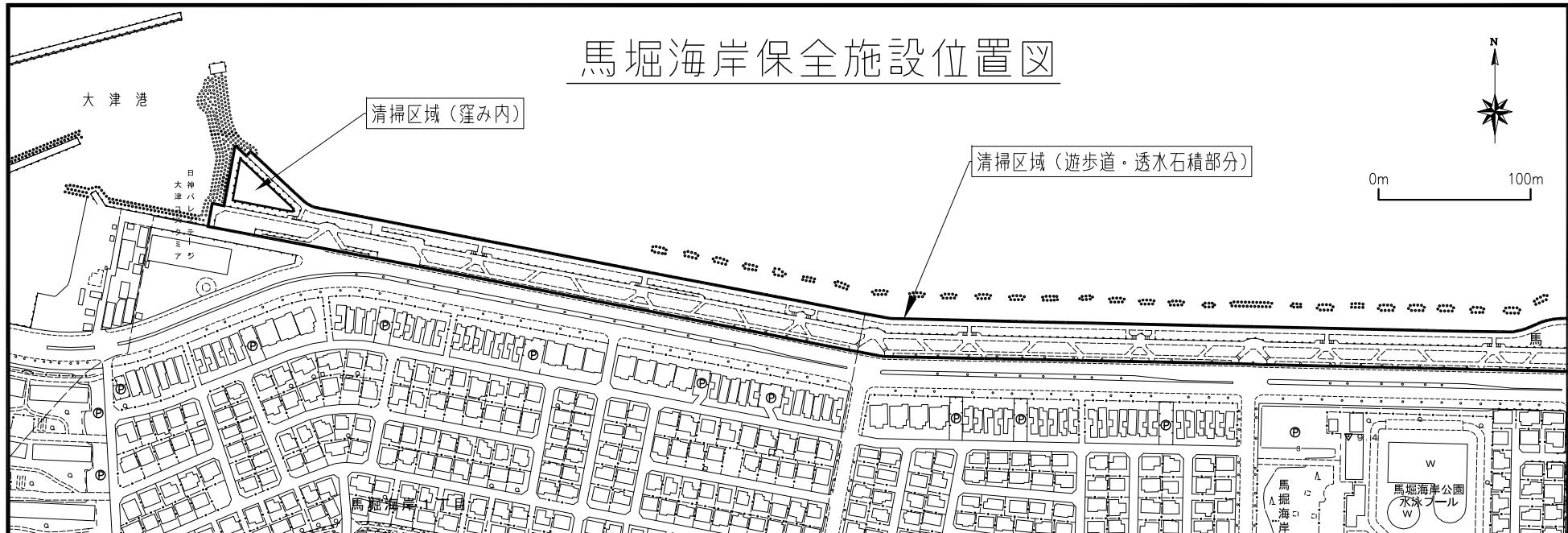
随意契約Aの履行期間	令和元年11月1日から令和2年3月31日まで
可否判定期間	本入札契約の履行期間のうち、 令和元年7月1日から令和元年8月31日まで

(2) 随意契約B

随意契約Bの履行期間	令和2年4月1日から令和2年9月30日まで
可否判定期間	随意契約Aの履行期間のうち、 令和元年11月1日から令和2年1月31日まで

※ 上記の随意契約Aの契約者とならなかった場合は、随意契約Bの契約者となることができません。

馬堀海岸保全施設位置図



大津地区位置図

